



第 3 次 京 都 府 地 域 福 祉 支 援 計 画  
平 成 31 年 3 月



京 都 府



ごあいさつ

近年、わが国では、少子・高齢化がますます進展し、人口減少社会に伴う社会の担い手の減少など、様々な課題に直面しています。

また、家族形態の変化や価値観の多様化などを背景に地域コミュニティの弱体化が課題となっており、高齢の親と収入のない子の世帯が社会から孤立する、いわゆる「8050 問題」やこどもの貧困問題など、従来の個別法では対応が困難な新たな課題が生じています。

こうした中、新たな課題を解決するためにも誰もが住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし、共に支え合うことができる地域共生社会の実現が強く求められています。

京都府では、既存の団体等が連携した地域の見守りネットワークを構築する「絆ネット」などを通じて、地域での支え合いの仕組みづくりに取り組んでまいりましたが、この度、今後いっそう地域における関係者の連携を促進し、社会情勢の変化に対応するため、2019（平成 31）年度からの京都府の取組の方向性を取りまとめた「第 3 次京都府地域福祉支援計画」を策定いたしました。

地域住民の皆様をはじめ、様々な人や団体が、さらに一歩地域に歩み寄り、ともに支え合う社会を実現できるよう本計画に基づき取組を進めてまいります。そのためには、府民の皆様のお力が不可欠となりますので、更なる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり御尽力いただきました京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の皆様、貴重な御意見をいただきました府民の皆様並びに本計画の策定に関わっていただいた全ての皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

京都府知事 西脇 隆俊

# 目次

第1章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画改定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の進捗管理	1
第2章	地域福祉を取り巻く環境と課題・・・・・・・・	2
1	人口構造の変化	2
2	各福祉分野の現状と課題	3
3	地域福祉の担い手の状況	8
第3章	地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性・・	10
1	基本理念	10
2	取組の方向性	10
第4章	府の取組方向・・・・・・・・・・・・・・・・	11
①	地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進	12
1	地域福祉を推進するための基盤の整備	12
2	地域のリーダーとなる人材の配置と育成	15
3	地域における包括的な相談・支援体制の構築	15
②	地域で支え合うための人材	16
1	地域活動を担う人材の連携	16
2	地域福祉の推進役の確保	17
3	積極的な広報啓発と福祉教育の充実	21
③	様々な地域福祉課題に対する取組	23
1	専門機関との連携による課題の解決	23
2	制度の狭間に対する支援	24
3	生活を支援する取組	28

4	人にやさしいまちづくり	29
1	施設等の環境整備	29
2	ともに支え合うやさしい心のつながりづくり	29
3	安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり	30
5	災害時にも強い地域福祉	32
1	安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり	32
2	いち早い日常生活の復旧に向けた支援	33
第5章	市町村地域福祉計画ガイドライン・・・・・・・・・・	35
1	地域福祉計画に盛り込むべき事項	35
2	地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）	37
3	地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項	40

#### 資料編

- 京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿
- 第3次京都府地域福祉支援計画の主な策定経過
- 用語解説
- 京都府における関連計画
- 平成26年以降に制定・改定された法律等

## 第1章 計画の概要

### 1 計画改定の趣旨

社会福祉法第108条に規定されている都道府県地域福祉支援計画は、市町村において策定される地域福祉計画の達成に資するために広域的な見地から支援するとともに、他の福祉関係計画と共通する部分を上位に位置付け、総合的に推進するための計画です。

平成30年度施行の社会福祉法改正では、近年多様化する地域課題に対応するべく、「支え手」と「受け手」の垣根を越えて、地域住民をはじめとして、専門職や行政等関係機関が連携し、支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉支援計画に、各福祉分野に共通して取り組むべき事項及び市町村の包括的な支援体制整備の支援を盛り込むこととされました。

京都府では、平成15年度に第1次地域福祉支援計画を策定、平成25年度の改定を経て、現在に至っています。前回の改定からは、医療介護総合確保推進法、障害者総合支援法、生活保護法、生活困窮者自立支援法、母子保健法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）等が制定・改正されるなど、基本的人権を守る法律の整備が行われました。

府においても「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例（聞こえの共生社会づくり条例）」、「京都府少子化対策条例」及び「京都府自殺対策に関する条例」など地域福祉を具体化する条例を制定しています。

現行の京都府地域福祉支援計画の計画期間が、平成30年度で満了することに伴い、社会福祉法をはじめとする各法令の制定・改正及び現在の社会の状況を踏まえ、現行の計画をより一層の実効性を持った計画とするため、本支援計画を改定するものです。

また、取組にあたっては、福祉部門を含む知事部局だけでなく、教育委員会、京都府警及び関係機関と連携して進めることとしております。

### 2 計画期間

計画期間は2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

### 3 計画の進捗管理

本計画に記載した事項については、基本的にPDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））のサイクルに沿って実施します。

また、計画期間中であっても、他の福祉に関する個別計画の改訂等に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の影響や都市化による地域住民のつながりが希薄化するなど厳しさを増しています。援助を必要とするケースにあっても、複数の課題が組み合わさって、課題を複雑化している事例が多数見られます。

本章では、地域福祉を取り巻く環境及び課題について、人口構成の変化、各福祉分野の現状と課題、地域福祉の担い手の状況の3点から考察します。

### 1 人口構造の変化

本府の総人口は、2015（平成27）年時点で約261万人でしたが、今後、一部の開発が進む地域を除き、減少傾向が続くと予測されています。

今後、後期高齢者の増加とともに要介護者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれ、また、長期的に見ると、2045年には高齢化率が37.8%に達する見通しです。

一方で、年少人口については人口に占める割合は緩やかに減少し続け、実数は2045年までに、約10万人減少、15～64歳の生産年齢人口についても、約37万人減少することが見込まれています。

京都府の将来推計人口

(単位：人)

年	2015 (H27)	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総数	2,610,353	2,573,772	2,509,875	2,430,849	2,338,843	2,238,226	2,136,807
0～14歳	315,555	296,261	273,718	255,327	238,908	227,606	215,872
	12.1%	11.5%	10.9%	10.5%	10.2%	10.2%	10.1%
15～64歳	1,575,849	1,518,762	1,474,453	1,409,564	1,322,507	1,203,061	1,113,454
	60.4%	59.0%	58.7%	58.0%	56.5%	53.8%	52.1%
65歳以上	718,949	758,749	761,704	765,958	777,428	807,559	807,481
	27.5%	29.5%	30.3%	31.5%	33.2%	36.1%	37.8%
65～74歳	381,527	359,143	285,376	278,170	307,860	347,577	337,218
	14.6%	14.0%	11.4%	11.4%	13.2%	15.5%	15.8%
75歳以上	337,422	399,606	476,328	487,788	469,568	459,982	470,263
	12.9%	15.5%	19.0%	20.1%	20.1%	20.6%	22.0%

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

また、2017（平成29）年の出生数は18,521人で、2013（平成25）年から約1,500人の減少となっています。合計特殊出生率についても、依然として、全国数値を下回っています。

少子化の状況

(単位：人)

	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
合計特殊出生率	1.28 (1.36)	1.18 (1.26)	1.28 (1.39)	1.26 (1.43)	1.24 (1.42)	1.35 (1.45)	1.34 (1.44)	1.31 (1.43)
出生数	23,997	21,560	21,234	20,106	19,583	19,644	19,327	18,521

※括弧内は全国数値  
出典：府こども総合対策課

### 【課題】

支援が必要な高齢者が増加すると見込まれる一方で、支え手となる生産年齢人口が減少傾向にあることから、地域での支援を行う担い手の裾野を広げていくことが必要です。また、担い手の増加に向け、高齢者が意欲や能力に応じて、地域の「支え手」として活躍できる環境の整備が重要です。

## 2 各福祉分野の現状と課題

地域において支援が必要となる高齢者、障害者及びこどもの数は、増加傾向にあります。また、同時に複数の課題を抱えた世帯の存在が顕在化しており、個人ではなく世帯単位での支援のあり方を検討する必要があります。

### (1) 高齢者の状況と課題

#### ・要介護認定者数の増加

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年以降、高齢者世帯の増加とともに一人暮らし高齢者や認知症高齢者、要介護認定者のさらなる増加が見込まれます。

要介護（要支援）認定者数の状況（京都） (単位：人)

		H25年3月末	H26年3月末	H27年3月末	H28年3月末	H29年3月末
要支援	1	15,219 (12.1%)	16,392 (12.4%)	17,254 (12.6%)	18,096 (12.8%)	18,274 (12.6%)
	2	18,469 (14.6%)	19,817 (15.0%)	21,026 (15.3%)	21,712 (15.3%)	22,166 (15.3%)
要介護	1	20,857 (16.5%)	22,131 (16.7%)	22,964 (16.7%)	24,338 (17.2%)	25,236 (17.4%)
	2	24,735 (19.6%)	25,874 (19.6%)	27,203 (19.8%)	27,920 (19.7%)	29,204 (20.1%)
	3	18,399 (14.6%)	19,344 (14.6%)	19,793 (14.4%)	20,356 (14.4%)	20,944 (14.4%)
	4	15,163 (12.0%)	15,612 (11.8%)	15,850 (11.6%)	16,037 (11.3%)	16,325 (11.3%)
	5	13,255 (10.5%)	13,126 (9.9%)	13,112 (9.6%)	13,036 (9.2%)	12,902 (8.9%)
計		126,097	132,296	137,202	141,495	145,051
認定率		19.0%	19.2%	19.3%	19.5%	19.7%

注1：数値は厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告年報」による

注2：ただし、平成29年3月末の数値は京都府調査による

圏域別の要介護（要支援）認定者数の状況（京都府）

(単位：人)

	合 計						
	(対前年伸率)	丹後	中丹	南丹	京都・乙訓	山城北	山城南
H25年3月末	126,097 (105.9%)	7,014 (105.4%)	11,921 (106.2%)	6,584 (104.8%)	78,311 (106.2%)	18,138 (105.1%)	4,129 (106.4%)
H26年3月末	132,296 (104.9%)	7,218 (102.9%)	12,133 (101.8%)	6,971 (105.9%)	82,487 (105.3%)	19,122 (105.4%)	4,365 (105.7%)
H27年3月末	137,202 (103.7%)	7,385 (102.3%)	12,277 (101.2%)	7,200 (103.3%)	85,953 (104.2%)	19,781 (103.4%)	4,606 (105.5%)
H28年3月末	141,495 (103.1%)	7,574 (102.6%)	12,237 (99.7%)	7,423 (103.1%)	89,181 (103.8%)	20,339 (102.8%)	4,741 (102.9%)
H29年3月末	145,051 (102.5%)	7,555 (99.7%)	12,163 (99.4%)	7,389 (99.5%)	91,971 (103.1%)	21,102 (103.8%)	4,871 (102.7%)

注：数値は京都府調査による



総世帯数と高齢単身世帯の推移(京都府)

(単位：世帯)

年	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
総世帯数 (一般世帯)	857,424	893,733	958,252	1,015,468	1,063,907	1,120,440	1,151,422
うち高齢 単身世帯	32,948	43,416	56,497	76,105	92,218	110,366	136,531
構成比	3.8%	4.9%	5.9%	7.5%	8.7%	9.9%	11.9%

出典：国勢調査

・認知症高齢者の増加

認知症高齢者数の推計は2015（平成27）年で府内約10.5万人となっており、今後も高齢化の進行とともに増加する見込みです。

認知症高齢者数の推計

(単位：万人)

	2012 (平成24)年	2015 (平成27)年	2020年	2025年
認知症高齢者数(全国)	462	525	631	730
認知症高齢者数(京都府)	9.6	10.5	13.6	16.0
うち日常生活自立度Ⅱ以上	6.4	7.2	8.7	9.9

注1：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）の推計及び厚生労働省作成資料をもとに、京都府の高齢者数にあてはめて推計。

注2：日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。

【課題】

増加する地域の一人暮らし高齢者や認知症高齢者など配慮が必要な方々に対する見守り活動や生活支援を進めることが求められます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、状態・状況に応じて、適切な医療・介護の提供はもとより多様な居場所や生活支援等の体制構築が必要です。

(2) 障害者の状況と課題

・障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、ほぼ横ばいとなっていますが、知的障害者及び精神障害者の手帳所持者数は、それぞれ約2割増加しています。

また、身体障害者の障害別では、肢体不自由が5割以上を占めます。

障害者手帳所持者数

(単位：人)

	平成24年度末	平成29年度末	増加率
身体障害者	145,127	143,829	-0.9%
知的障害者	22,284	26,977	+21.1%
精神障害者	17,458	20,789	+19.1%
合計	184,869	191,595	+3.6%

出典：府障害者支援課

身体障害者の障害別(平成29年度末)

肢体不自由	内部障害	聴覚・言語等障害	視覚障害	合計
52.0%	31.3%	9.8%	6.9%	100%

出典：府障害者支援課

【課題】

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害者が地域で安心して過ごせるような場所づくりや言語表記を含めた環境整備など、地域でともに支え合う仕組みが求められています。

(3) こどもを取り巻く状況

- ・児童虐待対応件数の増加

児童虐待の周知が図られてきたこと、心理的虐待の増加により、相談件数は年々増加しています。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
府内3児相計 (前年度比%)	964 (131.7)	1,121 (116.3)	1,120 (99.9)	1,502 (134.1)	1,663 (110.7)

出典：府家庭支援課

【課題】

地域による見守りを充実させるとともに、地域と専門機関である児童相談所、市町村、警察等の関係機関が連携協力できる体制を整え、児童虐待を未然に防ぎ、早期発見、迅速な対応をすることが必要です。

- ・こどもの貧困

こどもの相対的貧困率は、2015（平成 27）年の調査では、前回調査時点（2012（平成 24）年）に比べ減少しましたが、過去の推移を見ると増加傾向にあります。

また、こどもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は 50%を超えており、特にひとり親家庭の経済状況が厳しいことが見て取れます。

貧困率の年次推移（全国）

(単位：%)

	S60	63	H3	6	9	12	15	18	21	24	27
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
こどもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
こどもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(H28)

注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

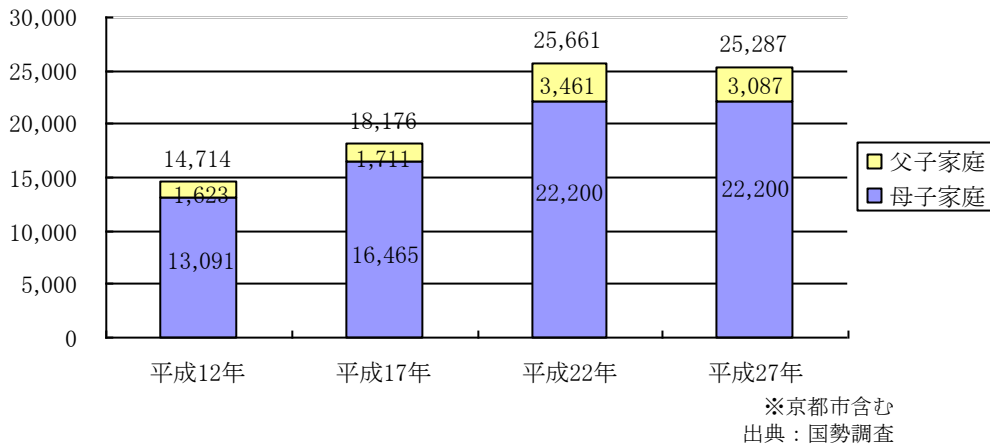
4) 大人とは18歳以上の者、こどもは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

- ・ひとり親家庭の状況

前回調査時の2010（平成 22）年に比べ2015（平成 27）年時のひとり親家庭の総数は若干減少しているものの、2005（平成 17）年時に比べ1.4倍となっています。

ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

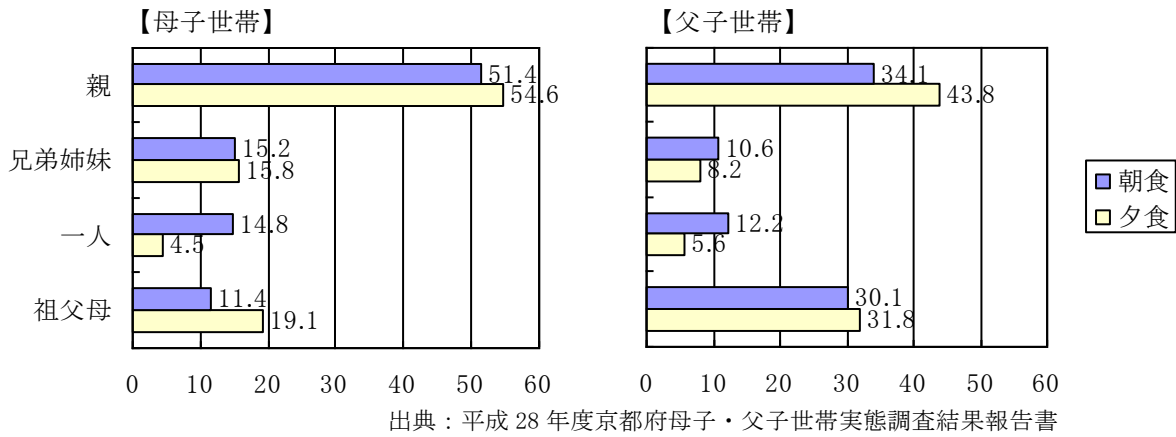


・こどもの食事環境について

ひとり親家庭のうち、約2割が子どもだけ（一人及び兄弟姉妹）で食事をしていることが分かります。これは小中学生のうちの約40人に1人に該当します。

食事は、親と子どもとのコミュニケーションの場として重要な時間であり、孤食で過ごすことは、こどもの健全な育成に影響を及ぼす可能性が懸念されます。

子どもと一緒に食事をとる相手（複数回答）（単位：％）



【課題】

相対的貧困にある子どもは、学習などで不利な状況に陥りやすく、貧困から抜け出すことが難しい傾向にあるため、学習支援や居場所づくりなど身近な地域での支援が重要です。

また、親の支援と合わせ、こどものライフステージに応じて地域や関係機関が連携した支援を進める必要があります。

(4) 生活困窮者等の状況と課題

・生活困窮者自立支援制度における支援状況

社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人が増加しています。生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるため、2015（平成27）年に生活困窮者自

立支援法が施行され、各自治体で取組が進められています。

一方で、府内の相談受付件数が減少傾向にあるなど、支援が必要な人に届いていないことも考えられます。

生活困窮者自立支援制度における支援状況

(単位：人・件)

	新規相談 受付件数	プラン作成 件数	就労支援 対象者数	就労者	増収者
27年度	3,238	1,067	533	368	60
28年度	2,695	1,028	441	381	36
29年度	2,612	928	374	342	39

出典：府福祉・援護課

#### ・生活保護の受給状況

2013（平成 25）年まで増加傾向にあった被保護世帯数は、2015（平成 27）年度以降減少傾向にあり、人口に占める割合を示す保護率も低下傾向がうかがえます。その中で保護世帯数に占める高齢者世帯の割合が年々増加しており、2012（平成 24）年度から 2017（平成 29）年度で 7.8 ポイント増加しています。

生活保護世帯数・人員の推移

年度		平成 24	25	26	27	28	29
世帯数（府内総計）（世帯）	(a)	42,318	43,031	43,223	43,378	43,361	43,157
	高齢者世帯数（世帯）	17,662	18,539	19,337	20,159	20,850	21,376
	高齢者世帯構成比(%)	41.7	43.1	44.7	46.5	48.1	49.5
人員（府内総計）（人）		62,004	62,437	62,081	61,506	60,498	59,344
保護率(%)		23.6	23.8	23.8	23.6	23.2	22.8

出典：福祉行政報告例（京都市を含む）

#### 【課題】

生活困窮者等の支援が必要な世帯を地域で早期に把握し、各種支援施策に結び付ける仕組みづくりが必要です。

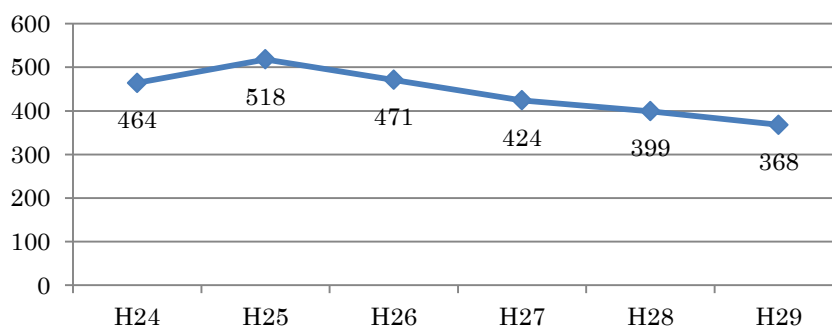
#### (5) その他

##### ・自殺者の状況

府内の 2017（平成 29）年の自殺者数は 368 人で 4 年連続減少しました。また、人口 10 万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は 14.2 で、全国で 4 番目に低い値となっています。しかし、平均すると 1 日に 1 人が自殺で亡くなっていることとなり、依然として深刻な状況が続いているといえます。

自殺者数の推移

(単位：人)



出典：府福祉・援護課

・ひきこもりの状況

2017（平成 29）年に京都府が実施した「ひきこもり実態調査」によると 1,134 人となっており、うち約半数が支援につながっていない状況となっています。また、ひきこもりは、地域とのつながりが弱く、孤立しているなど複合的な課題が多くなっており、地域での専門機関や支援団体等との連携した支援が求められます。

また、ひきこもりが長期化した結果、高齢の親とひきこもりの子が社会で孤立し、困窮に陥る 8050 問題が顕在化するなど、中高年層のひきこもりについても実態の把握や支援が求められています。

ひきこもり実態調査（平成 29 年度） （単位：人）

調査方法	人数	うち支援有り	不明（未支援）
民生委員	548	184	364
民間支援団体等	557	437	120
インターネット	29	9	20
合計	1,134	630	504

出典：府青少年課

【課題】

自殺を考えるほど深刻な悩みを持つ方やひきこもりの方の支援には、地域の見守りと合わせて、専門的な支援機関との連携が求められます。また、社会的つながりが少ないことや身体的・精神的疾患、家庭の不和、生活困窮など複合的な悩みを抱えていることが考えられるため、身近な地域で支援を受けることができる仕組みづくりが重要です。

### 3 地域福祉の担い手の状況

・民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の一斉改選時の充足率は、比較的高い水準で推移しています。

しかし、民生委員・児童委員の多忙なイメージや地域の人間関係の希薄化などが、今後の人材確保を難しくしていくことが想定されます。

京都府(京都市除く)の民生委員の状況 （単位：人）

一斉改選年度	H10	H13	H16 (H17)	H19	H22	H25	H28
定数	区域担当	2,419	2,438	2,459 (2,436)	2,472	2,510	2,596
	主任児童委員	170	227	235 (233)	245	249	250
	計	2,589	2,665	2,694 (2,669)	2,717	2,759	2,846
充足率	100.0%	99.9%	99.9%	99.8%	99.1%	99.0%	98.3%

※H17 は京北町が京都市に編入されたため減少

出典：府介護・地域福祉課

・ボランティア

ボランティアの活動の場は多岐にわたり、他の分野で活動する人に福祉に興味を持ってもらうことで、活動の裾野がさらに広がる可能性が考えられます。

京都府(京都市除く)のボランティア人数の推移 （単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29
人数	49,470	51,809	41,589	42,148	42,828

※府社協及び市町村社協のボランティア保険加入人数による

資料提供：京都府社会福祉協議会

**【課題】**

地域における福祉の担い手である民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手に不足が生じないよう人材の育成が必要であり、地域福祉活動への理解を深めるための啓発を行っていくことが重要です。

また、新たに地域福祉に興味を持ってもらえるような仕組みや継続して活動を続けられるような仕組みづくりも必要です。

### 第3章 地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性

第2章で挙げた多くの課題に対応するために、京都府では次の基本理念を定め、それに基づき以下の取組みを推進していきます。

#### 1 基本理念

年齢や障害のあるなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指します。

#### 2 取組の方向性

近年、多様な価値観を認め合う社会となりつつある一方、依然として、差別的・排他的な主張や言説も見られており、改めて相互理解の上に立った社会を築くことが求められています。

住民の一人ひとりが地域の支え手として、主体的に地域課題を把握し、解決していくためには、身近な地域において互いに相談し合い、支援を進めていく仕組みが必要です。

また、こうした仕組みを円滑に機能させるための核となる人材を育成するほか、社会福祉協議会をはじめとする関係団体の力をさらに引き出し、人材・団体がそれぞれの立場や役割を尊重しながら、地域とともに互いに連携して取組を進められるよう地域力を高めていきます。

さらに、ひきこもりなどの福祉制度の狭間にある課題は、地域の力では解決が難しい場合も多くあります。それぞれの課題の解決に向けて支援していくには、専門機関との連携が不可欠です。地域と専門機関等の連携を進め、必要な支援が確実に受けられる体制を整えていきます。

誰もが安心できる暮らしやすいまちとなるよう、交通が不便な地域での移動手段の確保や公共施設のバリアフリー化といった生活環境の整備を進めるとともに、福祉教育の充実等によりともに支え合うやさしい心を醸成し、人にやさしいまちづくりの推進を支援していきます。

さらに、災害時においても地域の支え合いによって、支援が必要な人も確実に避難し、安心して避難生活を過ごせるよう体制を整えていくとともに、日常生活への復旧を地域の力で円滑に進められるよう、取組を進めていきます。

## 第4章 府の取組方向

府の基本理念及び取組の方向性を踏まえ、様々な課題を解決するため、各種福祉施策を推進しながら、それらの施策を連携して取り組んだ支援が実施できるよう以下のとおり進めていきます。

### 概 要

① 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進	<ol style="list-style-type: none"><li>1 地域福祉を推進するための基盤の整備</li><li>2 地域のリーダーとなる人材の配置と育成</li><li>3 地域における包括的な相談・支援体制の構築</li></ol>
② 地域で支え合うための人材	<ol style="list-style-type: none"><li>1 地域活動を担う人材の連携</li><li>2 地域福祉の推進役の確保</li><li>3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実</li></ol>
③ 様々な地域福祉課題に対する取組	<ol style="list-style-type: none"><li>1 専門機関との連携による課題の解決</li><li>2 制度の狭間に対する支援</li><li>3 生活を支援する取組</li></ol>
④ 人にやさしいまちづくり	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設等の環境整備</li><li>2 とともに支え合うやさしい心のつながりづくり</li><li>3 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり</li></ol>
⑤ 災害にも強い地域福祉	<ol style="list-style-type: none"><li>1 安全に避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり</li><li>2 いち早い日常生活の復旧に向けた支援</li></ol>



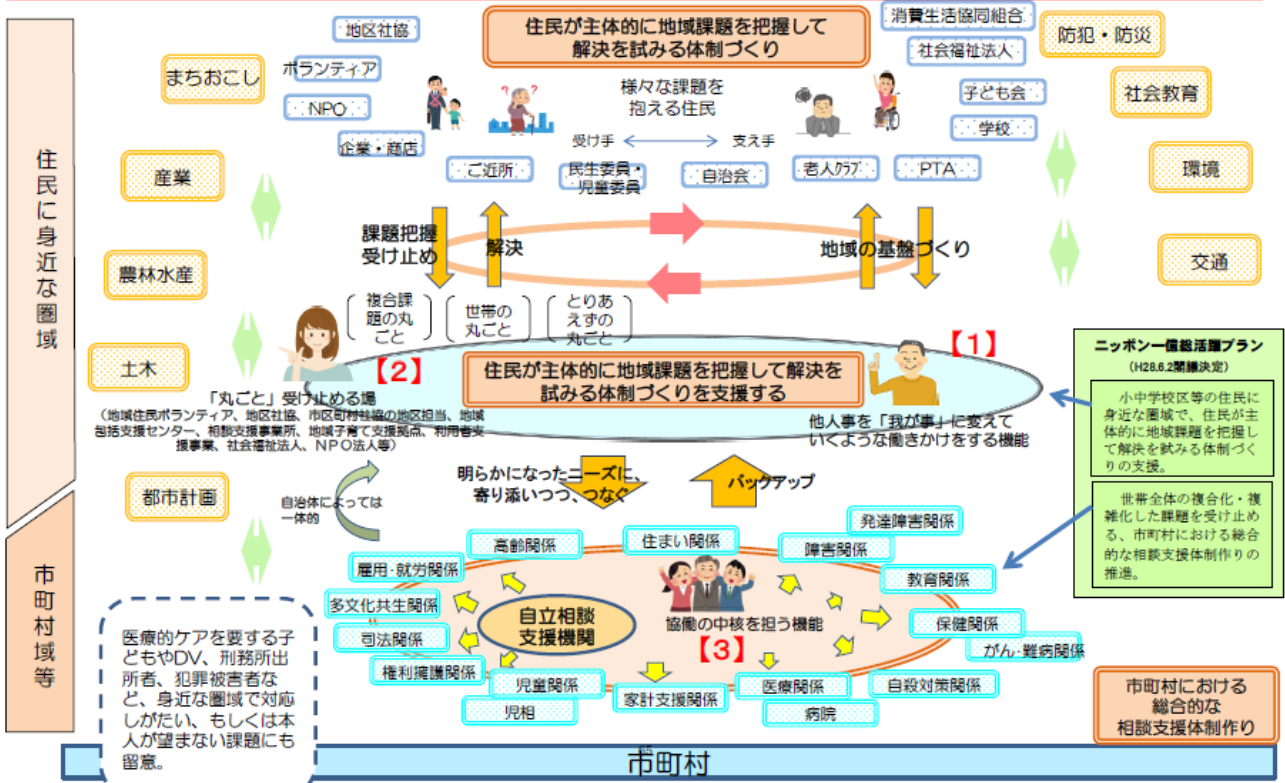
# 1 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進

- 1 地域福祉を推進するための基盤の整備
- 2 地域のリーダーとなる人材の配置と育成
- 3 地域における包括的な相談・支援体制の構築

## 1 地域福祉を推進するための基盤の整備

2018（平成 30）年 4 月に改正された社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が主体となって様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携により、その解決を図るため「市町村における包括的な支援体制」の整備が努力義務化されました。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

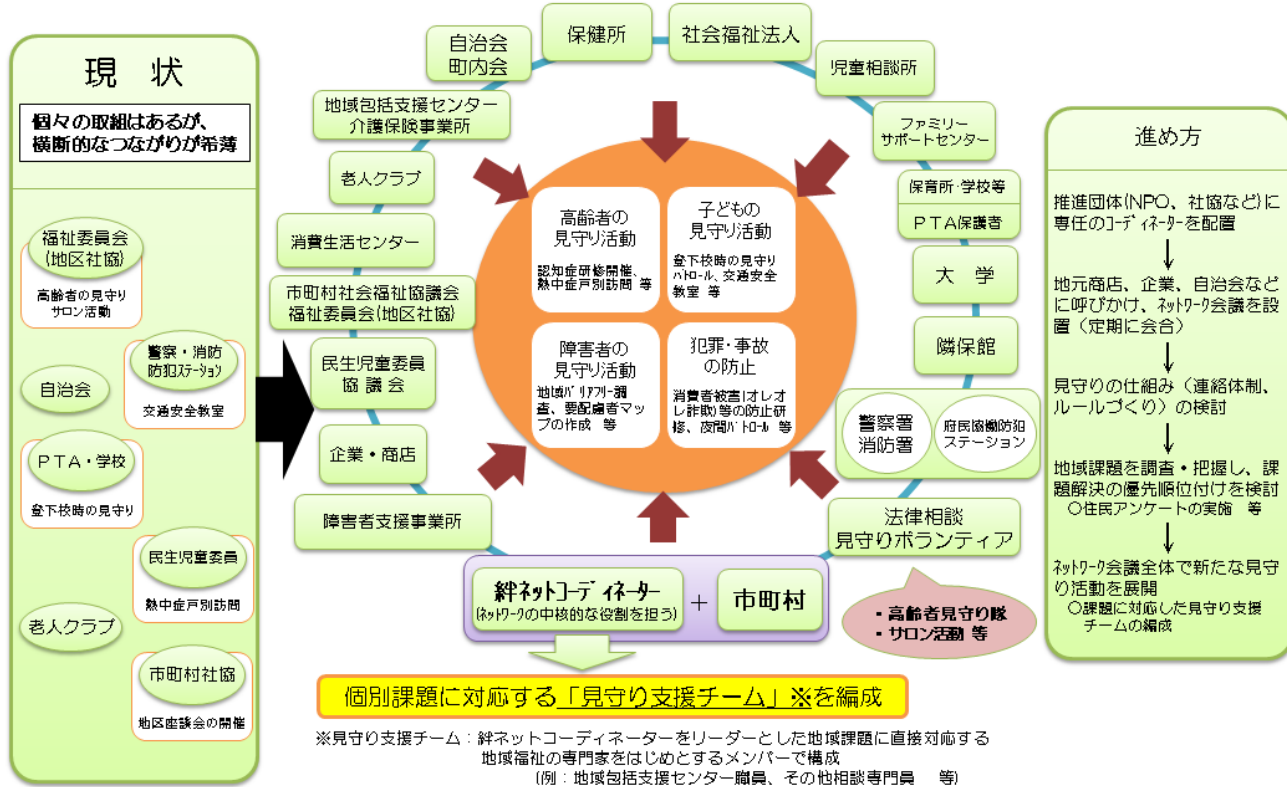


社会福祉法改正による市町村における包括的な支援の仕組みイメージ(厚生労働省)

京都府においては、見守り体制の連携を進める仕組みとして 2014（平成 26）年度から「絆ネット」事業を市町村で取り組むよう進めてきたところで、現在までに府内 13 の市町村で取組が進められています。

# 絆ネットのイメージ

～地域で地域を見守るシステムの構築～



「絆ネット」のイメージ(京都府)

「市町村における包括的な支援体制」を構築するに当たっては、前述の「絆ネット」等の活動を活用して、見守りから支援まで行うなど工夫して進めることが重要です。

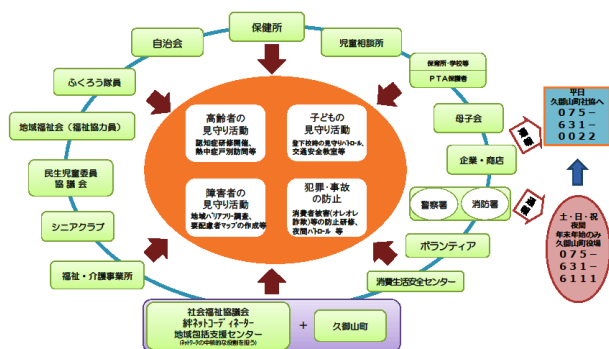
また、身近な地域（圏域）だけでは解決できない課題に対しては、より広域的な取組による支援が必要です。

### <取組の方向>

- ☆ 各市町村において、包括的な相談・支援体制が構築できるよう支援します。
- ☆ 広域的な取組による支援が必要な課題については、府が後方支援できるよう連携を強化します。

## 絆ネット等実施事例

### 久御山町



久御山町社協では、見守りボランティア「ふくろう隊」や118社もの見守り協力事業所等から気になる方の連絡や相談を受けたときに、地域包括支援センターや民生児童委員と連携し早期対応を図っています。特に、生活困窮者世帯や孤立死の増加と



といった課題に対し、UR都市機構に絆ネット事業への協力を依頼、協議を進め、関連会社の現地担当職員等と直接相談ができる関係を構築しています。

### 向日市



向日市社協では、民生児童委員有志と協力し、東向日地域の商店・事業所に働きかけ、高齢者が地域で安心して暮らせるようにと地域力向上の取組みを推進しています。地域支えあいに参加する事業所や関係機関の顔が見える関係づくりができ、地域で声を掛けあい、それぞれが地域貢献の一環として協力し合い、さまざまな活動を展開しています。

①地域支えあいワークショップ ②認知症声掛け訓練 ③イベントや学習会を開催など

### 精華町



精華町では、20の自治会単位で小地域福祉委員会を実施し、見守り活動を中心とした取組を展開しており、平成29年度は、活動実践者の交流会、情報共有を目的とした小学校区ごとの校区別連絡会の設置検討を行いました。今後は、段階的に実践者同士が相談し合えるネットワーク構築を進めます。

### 八幡市

八幡市社協では、各地区（自治会圏域）において、各地域活動団体が地域の課題について協議・取り組む談活（座談会）を推進し、専門職と連携し地域における見守り・支え合い活動等を展開しています。また、各地区の取組は絆ネット地域懇談会において共有され、分野横断的な支援体制の構築を目指しています。



## 2 地域のリーダーとなる人材の配置と育成

地域における包括的な相談・支援体制を構築するためには、行政、社協、ボランティア、地域活動団体、NPO、企業・商店・商店街、隣近所、民生委員・児童委員、自治会、学校、社会福祉施設、高齢者団体、女性団体、消防団など様々な地域で活動する様々な団体が連携して取り組む必要があるとともに、ネットワークの構築には、核となる人材の活動が求められます。

そこで、幅広い住民と関係機関の協働による福祉の構築を目指すため、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)など、地域福祉のリーダーとなる人材を育成していくことが重要です。

### <取組の方向>

☆ 見守り等の支え合い・助け合い活動が促進されるよう、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)やボランティアコーディネーターなど地域福祉を推進する人材育成、配置の促進を図るとともに、情報提供、ネットワークづくりを支援します。

## 3 地域における包括的な相談・支援体制の構築

市町村における包括的な相談・支援体制の構築に向けては、地域の実情に応じた仕組みづくりが期待されますが、新たなネットワークを構築していくことのほか、絆ネットをはじめとする既存の仕組みを活用して取組を進めていくことも有効な手段です。

### <取組の一例>

- ・ 地域包括支援センター、地区社協、民生委員等が連携し、支援対象を拡大する。
- ・ 社会福祉協議会が行う高齢者の見守りネットワークの見守り対象と支援内容を拡大。
- ・ 各市町村で実施している生活困窮者支援窓口や子育て支援窓口を統合した全世帯を対象とした総合窓口の設置。

## 2 地域で支え合うための人材

- 1 地域活動を担う人材の連携
- 2 地域福祉の推進役の確保
- 3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

### 1 地域活動を担う人材の連携

地域福祉を推進するためには、地域住民を中心とし、自治会・町内会、高齢者団体、女性団体、消防団などがそれぞれの特性を生かしながら、この間増えてきた様々な地域活動に取り組む団体とも協力し、身近な地域において相互に連携して取組を進めることが求められます。

#### ○地域住民

府民一人ひとりが、地域社会を構成する一員として、住民が他人事ではなく、自分のこととして地域のことを認識し、自らが主体となって地域福祉を推進していくことが大切です。

地域の福祉課題に対する府民の関心や共通認識を高め、様々な地域福祉活動や地域社会づくりへの参加を促進するためには、そのきっかけづくりや意識向上の方法を工夫していくことが求められています。

#### ○住民組織・当事者団体等

地域生活を送る上で、隣近所や自治会（町内会）、女性団体、高齢者団体、消防団、当事者組織等幅広い地域住民・団体のつながりが大切な役割を果たしており、このような地域活動を通して、誰もが気軽に社会福祉に関する活動に参加できるような環境整備を促進していくことが必要です。

また、活動にあたっては、地域の公民館、児童館、隣保館及び社会福祉施設などの既存施設をはじめ、地域の様々な資源（商業施設や空き家、休耕地など）を活用するなど、地域の実情に応じた多様な活動拠点の確保が求められます。

#### ○市町村

地域で活動する人材の掘り起こしを進めるとともに、既に活動している団体間の連携を促す役割が求められています。

#### <取組の方向>

- ☆ 府民の地域福祉への主体的な参加を促進するための広報啓発をはじめ、福祉体験活動、ボランティア活動等の取組を促進します。
- ☆ 市町村の地域福祉計画の策定等をはじめとした多様な住民参加活動を促進するための支援を行います。



## NPO亀岡人権交流センター（地域での包括的な支援の取組）

NPO亀岡人権交流センターでは、社会福祉施設である隣保館を拠点に、産前・産後の親子から高齢者までの多世代連携型の居場所づくり事業と総合相談活動を行っています。親と子どもの居場所「エンジェルホーム」では、放課後の生活を支える「アフタースクール」として学習支援や夕食の提供（週3日）を実施しています。また、女性や子どものための24時間対応可能な一時避難スペース「OMAMORI」の運営。虐待、DVなど深刻な家庭課題から犯罪に巻き込まれた少年少女のための立ち直り支援や、いじめやひきこもり、困りごとに対応するSNSを活用した相談事業として「京都らいん相談@OMAMORI」を運営しています。その他、公的な施設等を退所した孤立しがちな親子や若者を、地域社会で継続的に見守り支え合える活動を実施しています。

## 精華町居場所づくり支援事業「どんぐりハウス」

**空き家を活用して福祉活動を始めてみませんか？**

非営利を目的とする福祉活動に場所を貸し出します

**どんぐりハウス（住宅の概要）**

- 場所 精華町下船中区内96-1（兼典神社の隣）
- 構造 2階建て一軒家（48坪）
- 間取り 1階→1LDK（リビング12帖）
- 駐車場 2階→4部屋
- 駐車場 2階分のスペースあり

**利用条件**

- ①利用方法：曜日ごとの事務所貸（月～日家で）※お申し込みは随時受付して頂きます
- ②利用日数：午前9時～午後5時まで
- ③月額使用料：週1日→4,000円  
週2日→8,000円  
週3日→12,000円

※この他にいくつかの条件がありますので、社協・地域福祉課へお問合せください。  
※次のことまで相談や申請を受け付けています。  
※申請費用は活動費に活動費を算入します。

問合せ先 精華町社会福祉協議会 地域福祉課  
電話：0774-94-4573 Fax：0774-93-2278  
〒619-0243 精華町南橋八幡塚2-2-1  
地域福祉センターかしの書院内（土、日、祝日休み）

精華町社協では、地域住民へ空き家の募集を行い、借用した空き家を地域住民の皆さんの活動拠点として提供する居場所づくり支援事業を実施しています。空き家の名称を公募した結果、44もの応募があり、「どんぐりハウス」と名付けられました。現在は、社協事業の認知症カフェ「DON Cafe」に活用しながら、地域で利用の募集を行っています。



## 久御山町社協居場所づくり事業 ほっとハウス「チエさん」

久御山町社協では、平成27年度より民家を借用し『ほっとハウス「チエさん」』という名称で、居場所づくり等の事業を行う10の福祉関係団体に対して、使用登録許可を行っています。今現在、ボランティアグループや子育てグループなどが定期的に利用され、社協による「認知症カフェ こもれびプラザ」（毎月開催）や母子会によるひとり親家庭の子どもの居場所づくり（きょうとこどもの城事業）（週2回）にも利用されています。

## 2 地域福祉の推進役の確保

地域福祉を推進するためには、前述の地域住民等のほか、地域において福祉活動を行う者、社会福祉事業を経営する者、NPOやボランティアを含む社会福祉に関する活動を行う者がそれぞれの特性を生かしながら、相互の役割を分担し、連携した取組を行う

ことが必要です。

そして、これらの地域福祉を担う団体や人材を育成・充実していくことが重要です。

### ○社会福祉に関する活動を行う者

民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、こころの健康推進員、ひとり親家庭福祉推進員 等

民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員は、地域における住民の最も身近な相談相手であり、課題の発見者として、また、支援者としての役割がますます重要になっています。

それぞれの役割が十分に発揮できるよう各種相談員制度の周知徹底を図るとともに、今日の複雑な福祉ニーズに地域において的確かつ迅速に対応できるよう資質の向上に努めていく必要があります。

#### <取組の方向>

- ☆ 民生委員・児童委員等各種相談員の相互の連携を進めるとともに、地域ごとの組織の活性化を図ります。
- ☆ 民生委員・児童委員等各種相談員に対して、共生社会を実現するために必要な知識・技能等の研修を行い、資質の向上を図ります。

### ○社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るための推進・調整役として、行政とともに福祉の両輪としての役割を果たしており、その活動は、今後一層期待されることから、それに見合う組織力の向上や事業・活動を充実させる必要があります。特に市町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じた活動を行政、関係団体と連携して進めて行くことが重要です。

また、京都府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業、福祉サービス利用援助事業など広域的な事業の実施のほか、市町村社会福祉協議会の地域福祉推進の取組を総合的に支援するなど広域調整を行う組織としての役割が期待されています。

#### <取組の方向>

- ☆ 社会福祉協議会が進めている地域の中で孤立を防ぐ活動や住民、団体間のつながりづくりを進める活動の支援を行います。
- ☆ 社会福祉協議会が進める見守り活動や災害ボランティア活動の支援を行います。
- ☆ 京都府社会福祉協議会が行う広域的な事業を支援するとともに、広域調整の機能をより発揮できるよう支援します。

### ○共同募金会及び福祉基金等

共同募金は、地域福祉推進のための多様な活動を支援するとともに、「寄付」を通して、住民相互の助け合いの気持ちを広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。

また、各種の福祉基金や助成により、住民の寄付先は多様化しており、福祉活動団体は活動を安定的に行うために基金等の財源を活用することが求められています。

<取組の方向>

- ☆ 赤い羽根共同募金運動の推進を支援します。
- ☆ 助成金や基金等に関する情報の提供に努めます。

## ○社会福祉法人・福祉サービス事業者

社会福祉法人及び福祉サービス事業者は、その職員や施設等、地域における重要な福祉資源です。施設利用者だけでなく、地域に開かれた福祉サービスの提供者として、地域の福祉ニーズにもとづく新たなサービスやプログラムの開発等が求められています。

特に、社会福祉法人については、社会福祉法改正により地域社会に対する貢献が求められており、地域福祉の向上に積極的に関わっていくことが必要とされています。

<取組の方向>

- ☆ 社会福祉法人又は福祉サービス事業者が行うこども食堂への支援、高齢者のサロン・熱中症対策の場所の提供や災害時の支援など、それぞれの施設等の特性を生かして、地域社会に貢献できるよう働きかけを行います。

## 京都地域福祉創生事業（わっかプロジェクト）



京都府社協が行う京都地域福祉創生事業（わっかプロジェクト）は、制度の狭間にある課題に対応するため、複数の社会福祉法人が種別を超えて協力し、資金を拠出して取り組んでいる事業です。

子どもから大人まで対象にした食堂や居場所づくり、学習支援などを行っています。今後は移動支援や災害支援、就労に難しさを抱える人をサポートする事業の実施を検討しています。

## ○NPO

地域において住民の自主的・主体的な社会貢献組織であるNPOの社会福祉活動が広がっています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応できる活動が地域住民や多様な団体と連携して、地域の課題解決に取り組めるよう進めていくことが求められています。



<取組の方向>

- ☆ NPOが、活動しやすい環境の整備を行います。
- ☆ NPO等に対する京都府の助成事業を活用した財政支援や組織運営に係るノウハウ・知識の提供等を通じて、NPOや地域住民等の連携による地域課題の解決を支援します。

## ○ボランティア

住民の自主的・主体的な社会貢献活動である個人や団体によるボランティアの活動が広がっています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応するために、このような活動を促進するとともに、その自主性を尊重した協働・連携の取組を進めていくことが必要です。

一方で、多様化するボランティアが地域で効果的に活動できるよう様々なニーズとのマッチングを図るとともに活動しやすい環境を整えることが必要です。

<取組の方向>

- ☆ 社会福祉協議会等が行うボランティア活動支援や、ボランティアに参加しやすい環境整備の促進に対する支援を行います。

## ○民間企業・商店街

地域での福祉を進めるため、民間企業も担い手の一つとして期待されています。社会貢献活動を行うことは地域の一員である民間企業にとってCSR（企業の社会的責任）を果たすために重要な取組です。

近年、社会貢献の一つとして地域福祉活動に対し、積極的に関わる民間企業も増えています。

また、市町村が地域福祉を総合的に推進するため、民間企業が有する多様なノウハウの活用や、民間企業・商店街と連携した取組が必要となっています。

<取組の方向>

- ☆ 民間企業・商店街との地域での見守り等の協定の締結を進め、それぞれの民間企業・商店街の特色を生かした幅広い見守りや啓発を促進します。
- ☆ ボランティア休暇制度の理解や導入に向けた働きかけを行います。

## CSRの取組



和束町にあるリサイクル会社では、企業のボランティア活動の一環で、75歳以上で見守りが必要な高齢者、障害者宅を毎週木曜日に訪問し、見守り巡回員（従業員）による声かけや軽度の援助（ゴミ出し）といった暮らしのサポートを行っています。

## きょうとフードセンター



きょうとフードセンターは、企業や団体、個人から食材を募って提供を受け、子ども食堂や子どもの居場所に取り組む活動団体等につなぐ役割を担います。提供を受けた食材は、社会福祉法人施設や市町村社会福祉協議会が地域貢献活動として保管倉庫の設置や一時預かりなどに協力し、子ども食堂等活動団体に受渡しを行います。

食材の提供を通して、子どもを温かく見守る地域のネットワークを広げ、人と人の関係を結び直す地域のつながりの再構築を目指します。

### 3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

一人でも多くの府民が地域や福祉に関心や理解を持ち、可能な範囲において、福祉活動に参加することは、地域の福祉の力を高める重要な第一歩であり、各地域の状況に応じて、「関わる福祉（参加する福祉）」を目指した広報啓発、福祉教育活動等を支援していくことが大切です。

府内全域での取組を進めるためには、先進的・先駆的な活動や優れた取組等の情報を、府内の各地域へ提供・循環させていくことが必要です。

#### <取組の方向>

- ☆ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するため、地域での福祉活動に関する情報の収集や提供に努めます。
- ☆ 多様なコミュニケーション手段を活用して、福祉関係情報を誰にでもわかりやすく提供できるよう工夫します。（情報のバリアフリー化の促進）

#### ボランティアの入り口デザインプロジェクト

「ちょっとボランティア行ってきまーす！」という会話が溢れている社会を目指し、ボランティア活動を広げるため、地域の人たちの「やりたいこと」をボランティアの「入り口」（きっかけ）にしていく仕組みを市町村社協、京都府社協でつくっています。ロゴマークの作成や大学生とのコラボ企画などに取り組んでいます。

### ○福祉教育、福祉体験学習等の推進

自主的な社会貢献活動への府民の参加を促すきっかけとするとともに、次代の福祉を

担う府民の裾野をさらに広げるために、若年層から高齢者に至るまで、あらゆる者に向けた福祉に対する理解を深める福祉教育や福祉体験学習等の取組を積極的に推進していく必要があります。

<取組の方向>

- ☆ こどもから高齢者まですべての府民に対する福祉教育や多様な福祉体験学習活動を推進します。
- ☆ 福祉問題に関する住民自身の自己学習や相互学習が促進されるよう、学習方法等の情報提供や学習機会の確保等の支援に努めます。

### 3 様々な地域福祉課題に対する取組

#### 1 専門機関との連携による課題の解決

- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策
- ・児童虐待に対する取組

#### 2 制度の狭間に対する支援

- ・生活困窮者自立支援の取組
- ・ひきこもりの支援
- ・地域における再犯防止施策の推進
- ・依存症対策の取組
- ・地域のこどもへの支援
- ・自殺防止の取組

#### 3 生活を支援する取組

- ・ダブルケア支援の取組
- ・くらしの安心・安全に向けた取組
- ・住宅確保の取組

地域ではこどもや家庭のライフステージに応じた様々な福祉施策・サービスが実施されていますが、複合的な課題や福祉支援制度がないことで適切な支援に結びついていない課題があります。また、支援が必要な人や家族が支援を求める声を出さない（出せない）ことで支援に至らず、その課題が潜在化していることも大きな課題です。

これらの様々な地域福祉課題に対しては、住民主体による「包括的な相談・支援体制」だけでは、解決が難しいことから、専門機関による対応や支援する取組を地域と連携して進めることが求められています。

#### 1 専門機関との連携による課題の解決

##### (1) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策

配偶者や恋人などに対するDVやデートDVについて、地域における見守りにより未然に防止するとともに、家庭支援総合センターと連携した取組が必要です。

##### <取組の方向>

☆ DVの未然防止を進めるため、被害や加害への気づきを促すことを目的とした冊子やチラシ等の作成、啓発講座等、府民に対する啓発活動を実施します。

##### (2) 児童虐待に対する取組

児童虐待の周知が図られてきたこともあり、相談件数は年々増加しています。地

域での発見、見守りとともに学校や専門機関との連携が必要です。

<取組の方向>

☆ 児童相談所（家庭支援総合センター）、市町村、警察等の関係機関が連携した虐待の未然防止対策を進めます。

## 2 制度の狭間に対する支援

### (1) 生活困窮者自立支援の取組

生活困窮者が抱える問題は、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立など様々な課題が複雑に絡み合っています。一人ひとりの状況に応じ、関係機関が連携して包括的かつ早期の支援に取り組むことが必要です。

<取組の方向>

☆ 生活困窮者が安定した生活を営めるよう、市町村、関係団体等と連携し、支援を必要とする人の個々の状況に応じた包括的・継続的な支援を提供できる体制づくりを進めます。

### (2) ひきこもりの支援

ひきこもりの支援については、地域での見守りとともに専門機関による社会適応・自立に向けた支援が必要です。

また、専門機関の支援につながるよう、民生児童委員等による地域での支援が求められています。

<取組の方向>

☆ ひきこもり当事者の早期把握・支援を行い、社会適応、自立までを一体的に支援します。

### 脱ひきこもり支援センター（ひきこもり相談窓口）

京都府脱ひきこもり支援センターと、府内民間支援団体（地域ごとに6団体）とが協働して、ひきこもり状態にある方やご家族をサポートする「チーム絆」を設置しています。

「チーム絆」では、専門スタッフが、カウンセリングやグループ活動を通じた支援、社会参加の支援など、個々に応じたサポートをしています。

（グループ活動としてのレクリエーション）



（社会参加としての農業体験）

### (3) 地域における再犯防止施策の推進

犯罪を行った人等のうち、福祉的な支援が必要な人については適切な支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、地域での生活支援とともに、専門機関との連携が求められています。

#### <取組の方向>

- ☆ 犯罪を行った人等のうち、高齢者や障害のある人など医療・福祉の支援を必要とする者に対し、医療・福祉サービス、住居、就労の支援など、地域での安定した生活を可能にするための施策を総合的に推進します。
- ☆ 矯正施設等の退所者に対する地域福祉の視点を踏まえた再犯防止対策を推進するため、「地域生活定着支援センター」による福祉サービス利用に向けた調整など地域定着の支援を充実します。

### (4) 依存症対策の取組

アルコールや薬物などの依存症で苦しむ人とその家族が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、医療機関、自助グループ等関係機関と連携した地域での支援が求められています。

#### <取組の方向>

- ☆ 依存症に関する正しい理解を深め、依存症に対する偏見解消に向けた啓発を推進します。
- ☆ 医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、依存症患者等の早期発見、早期介入に取り組みます。
- ☆ 依存症対策に関する医療・保健・福祉活動の充実、相談支援事業の強化、自助グループの活動支援等を行い、依存症の再発防止・回復支援に努めます。

### (5) 地域のこどもへの支援

こどもの孤食や学習の遅れなどの課題に対し、地域でのこどもの見守りや学習支援が求められています。身近な地域でのこどもの成長段階や学力の状況などライフステージに応じた支援が求められています。

#### <取組の方向>

- ☆ こどもの城事業を通じ、こども食堂、学習支援、居場所づくりなど、幅広くこどもの支援を促進します。
- ☆ 学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援します。
- ☆ 地域の民間団体と協働し、非行等の課題を抱える少年の悩み相談や学習支援・体験活動等を行う「居場所」（ユース・コミュニティ）を設置・運営し、非行・再非行の防止を図ります。



## 地域未来塾

地域の大学生や元教員等の地域住民の協力の下、週1～2回1時間程度、学校や地域の公民館等を利用し、学習支援を行っています。地域の方と子どもが関わり、学校教員ではない身近な大人から励ましや認められることによって、子どもの自己肯定感や学習意欲の向上につながっています。

## ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業

NPO 法人あかしやふれあいネットワークでは、京都市中京いきいき市民活動センターにおいて、ひとり親家庭の悩みや不安を持つ小学生の子どもと保護者のそれぞれが、家庭的な雰囲気の中で交流し集うことができるこどもの居場所づくり事業を実施しています。



子どもと大人が一緒になって夕食の調理や食事をしたり、銭湯に行くなどの体験を通じて生活習慣の確立を図るとともに、学生ボランティアによる宿題や問題集を使った学習支援や図書館での読書体験などの学習習慣の定着を図るための取組を実施しています。



また、学年にかかわらず年長者が年少者の面倒を自然と見られるような環境づくりを行い、宿泊体験や大学等への社会見学といった社会性・協調性を身につけるための様々な活動を実施するなど、子どもたちの健やかな成長を支援しています。

## こどもの城事業 ～きょうと子ども食堂開設・運営支援事業



京都府では、様々な課題（生活困窮世帯・ひとり親家庭等）を抱える子どもとその保護者を広く受け入れ、子どもが将来の希望や夢を持つきっかけとなる場をつくるため、食事や相談等を通じて、居場所やその他の福祉施策に繋ぐ入口となる「きょうと子ども食堂」の開設及び運営をされる民間の団体の取り組みを応援しています。

## (6) 自殺防止の取組

自殺を防止するためには、地域での見守りや声かけと合わせ、様々な相談機関との連携による支援が重要です。

<取組の方向>

- ☆ 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、専門機関等必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を進めます。
- ☆ 京都府自殺ストップセンターを運営し、自死・自殺を考えるなど、深刻な心の悩みを抱える方々に対する電話・面接相談を実施します。また、多重債務や労働問題等、相談内容により専門家の対応が必要な場合は、「いのちのサポートチーム」が面接相談に加わり、継続した相談支援を行います。
- ☆ 府内の相談・支援機関からなるネットワーク「京のいのち支え隊」による連携、情報共有を進め、より良い相談・支援体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を進めます。
- ☆ SNSを活用した相談窓口の設置など、若者向けの対策を一層推進します。

京のいのち支え隊



深刻な悩みを抱えた方に対して、府内の行政及び民間の相談・支援機関が連携し、寄り添い支援を図るためのネットワーク組織（平成 25 年度設置）です。



【活動例】

- ・いのちのリレー講座（大学生を対象とする自殺予防・対策に関する講座）
- ・くらしとこころの総合相談会（悩みを抱えた方が、1箇所ですべての専門家に相談ができる相談会の開催）
- ・自殺予防に関する街頭啓発

京都府自殺ストップセンター

自殺を考えるなど深刻な悩みを抱えた方を対象にした電話相談窓口です。臨床心理士や精神保健福祉士などの専門家が、問題解決の方法と一緒に考えます（相談無料）。



### 3 生活を支援する取組

#### (1) ダブルケア支援の取組

晩婚化・晩産化により表面化してきた、親の介護と子育てに同時に直面する「ダブルケア」に対応するため、福祉部門と子育て部門が連携して支える仕組みの構築が求められています。

##### <取組の方向>

☆ 「ダブルケア」を行う人を支援するため、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター職員に相談体制構築に向けた研修を実施するとともに、交流や情報交換・提供の場の運営支援のため、ピア・サポーター（ダブルケア経験者）養成・派遣の取組を進めます。

#### (2) 暮らしの安心・安全に向けた取組

特殊詐欺被害や悪質商法などの消費者被害を防ぐため、高齢者を中心に地域での声かけや被害防止に向けた啓発など関係機関・団体が連携した取組が重要です。

##### <取組の方向>

- ☆ 警察・自治体が連携し、被害防止機器の利用や、さらに隅々まで浸透する広報啓発など特殊詐欺の被害防止対策を進めます。
- ☆ 依然として多い高齢者の消費者被害を未然に防止するため、京都府内の行政関係機関、消費者団体、福祉関係団体、事業者団体等の多様な主体が連携し、地域における見守り活動の強化やきめ細やかな啓発を推進します。

#### (3) 住宅確保の取組

一人暮らし高齢者など、住宅の確保が難しい方への支援が求められています。また、地域での多様な住まいの提供による相互の助け合いも新たな取組として求められています。

##### <取組の方向>

- ☆ 京都府居住支援協議会による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や登録住宅に係る改修費支援制度等の普及を図り、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。
- ☆ 多様な世代が共有スペースを持ち、生活の一部を共有化しながらともに助け合い、豊かな人間関係の中で暮らすことができる京都版コレクティブハウス事業を支援します。

## 4 人にやさしいまちづくり

### 1 施設等の環境整備

- ・京都府福祉のまちづくり条例

### 2 ともに支え合うやさしい心のつながりづくり

- ・京都府ユニバーサルデザイン推進指針
- ・障害のある人への合理的配慮の取組の促進
- ・ユニバーサルマナーの普及
- ・ヘルプマークの普及

### 3 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

- ・福祉サービス利用援助事業
- ・成年後見制度の利用促進
- ・運営適正化委員会による苦情解決

すべての府民の社会参加を促進するための環境整備を行うとともに、府民の間に福祉に関する情報格差が生じないような配慮や仕組みづくりを促進していくことが求められています。

### 1 施設等の環境整備

「京都府福祉のまちづくり条例」の理念である高齢者・障害のある人・子どもや子育てをしている人が暮らしやすいまちは、すべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという考え方のもと、公的な施設や社会福祉施設、交通機関等の環境の整備が進められています。

#### <取組の方向>

- ☆ 高齢者や障害のある人等すべての府民が安心して移動や利用、生活ができるように、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の施設の整備を進めます。
- ☆ 交通不便地における交通弱者の移動・輸送手段の確保に対し支援を進めます。

### 2 ともに支え合うやさしい心のつながりづくり

様々な人がお互いを理解し、日常的に交流できるような地域社会づくりを進めるために、ともに支え合うやさしい心のつながりを府民の間につくりあげていくことが求められています。

#### <取組の方向>

- ☆ 「あったか京都指針」（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）に基づき、すべての人が互いに支え合いともに生きる心を大切にする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及啓発に努めます。
- ☆ 障害のある人や高齢者の情報通信利用等による社会参加を促進するため、「人にやさしいまちづくり」ホームページにより、すべての人に配慮した情報提供に努めます。
- ☆ 障害のある人もない人も互いに支え合う共生社会を目指し、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」及び障害者差別解消法並びに障害者雇用推進法に基づき、合理的配慮の提供について、地域の福祉関係者と連携して、民間企業や学校、地域住民等に対し、普及啓発に努めます。
- ☆ 高齢者や障害者、外国人等、自分とは違う誰かの視点に立ち、行動するこころづかい（ユニバーサルマナー）の普及に努めます。
- ☆ 援助が必要な方にヘルプマークを配布し、思いやりのある対応ができるよう普及啓発に努めます。
- ☆ 障害者の就労促進や地域の人々と交流できる仕組みを構築する「京都市農福連携事業」に取り組みます。

#### ヘルプマーク



ヘルプマークは、難病や内部障害の方、義足や人工関節を使用している方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

#### 京都式農福連携事業



農福連携を軸に、障害者の就労促進や居場所を創造するとともに、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」となる地域共生社会づくりを推進する事業です。

### 3 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

府民が自分に合ったサービスを自由かつ適切に選択し、安心して利用できるような

仕組みづくりを推進するとともに、サービス内容等に対する苦情を受け止め、その解決を図る仕組みづくりを推進していくことが必要です。

<取組の方向>

- ☆ 認知症、障害者の方々の権利擁護を図るため、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業を支援するとともに、成年後見制度の利用促進及び普及啓発に努めます。また、市町村における生活支援員の確保など実施体制の整備を支援します。
- ☆ 福祉サービス利用者の権利が侵害されないよう、利用者の立場を尊重して社会福祉事業者に対する権利擁護に関する普及啓発に努めます。
- ☆ 各社会福祉事業者による苦情解決体制の整備を指導するとともに、運営適正化委員会による苦情解決の仕組みの普及啓発に努め、府内の苦情解決の仕組みづくりを推進します。
- ☆ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構との連携を強化し、支援機構が行う第三者評価の受診率を高める取組を支援します。

## 5 災害時にも強い地域福祉

### 1 安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり

- ・ 確実に避難できる仕組みづくり
- ・ 避難所で安心して過ごせる環境の整備
- ・ 避難生活から日常生活に戻るための関係機関の連携

### 2 いち早い日常生活の復旧に向けた支援

- ・ 市町村災害ボランティアセンターの充実
- ・ 府災害ボランティアセンターによる支援
- ・ 広域支援の受入、支援体制の充実

平成 30 年は、大阪府北部の地震、7 月豪雨、台風 21 号等の災害が起こり、尊い人命が奪われたほか、住家の損壊をはじめとした多くの被害をもたらしました。

また、この間、関東・東北豪雨（平成 27 年）、熊本地震（平成 28 年）、九州北部豪雨（平成 29 年）、北陸の記録的な雪害（平成 30 年）及び北海道胆振東部地震（同年）など、全国でも多くの災害が発生しています。

災害時に安全に避難し、安心して避難生活を送るためには、日頃からの安否確認や地域での相互の助け合い、そして、地域における人と人との繋がりが大切です。

このため、市町村は、日頃から民生委員・児童委員をはじめ多くの見守り機関と連携して要配慮者の生活状況などを把握し「避難行動要支援者名簿」を幅広く作成することが求められています。

さらに、この名簿についてあらかじめ多くの支援者に共有できるよう本人の同意を得るほか、条例を制定することや個人情報保護者審議会に諮ることにより平常時の見守りに活用することが期待されるとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難支援者、福祉関係者等と協力しながら、具体的な避難方法等についての個別計画を策定することが求められています。

また、社会福祉施設は、地域福祉の拠点となる場所であり、必要な設備や人材、支援のノウハウなどを有することから、災害時に要配慮者のための避難所としてバリアフリー化などの配慮がなされた福祉避難所としてあらかじめ指定し、確保しておくことが必要です。

### 1 安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり

東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨では、多くの高齢者や障害者が避難できずに犠牲となりました。

これらの教訓を踏まえ、市町村においては災害時の避難に関して、高齢者や障害者など特に支援が必要な人を把握し、安否確認と避難場所への誘導などの支援を迅速・的確に実施するとともに、避難所等において要配慮者に適切な対応ができる人材の

養成や体制を構築することが必要です。

また、平時に訓練を行うことや先進事例を取り入れて災害時にも強い地域をつくっていくことが重要です。

＜取組の方向＞

- ☆ 災害発生時に援助が必要な要配慮者の避難体制整備のため、個別避難計画の作成や要配慮者支援に関する先進事例の紹介など、市町村の取組を支援します。
- ☆ 災害時において、被災地での生活支援が円滑に行えるよう福祉、保健等専門職の受け入れ体制を整えます。
- ☆ 災害時に地域において、要配慮者への適切な配慮ができる人づくりが大切であることから、福祉避難サポートリーダーや京都府災害派遣福祉チーム（京都DWA T）を養成します。
- ☆ 災害時の避難所において要配慮者を含め、すべての人が安心して避難できる環境を整えるため、ユニバーサルデザインを意識して避難所を運営できるよう支援します。
- ☆ 避難生活から日常生活に円滑に移行し、継続した見守り等の支援ができるよう、関係機関と連携して取り組みます。
- ☆ 市町村及び自主防災組織等が実施する避難所設置・運用訓練の実施を支援します。
- ☆ 要配慮者施設に対し、水害、土砂災害等の災害に対応できるよう、避難確保計画の作成及び防災・避難訓練を支援します。
- ☆ 地域の社会福祉施設等要配慮者施設に対し、地域の浸水想定等の被害情報を把握し利用者に周知するとともに、災害時には早期避難や安全確保などの避難行動を呼びかけるなどの協力を求めます。

## 2 いち早い日常生活の復旧に向けた支援

災害発生時に一日も早い日常生活の復旧ができるよう常設の府市町村災害ボランティアセンターの機能強化を図るなど、地域と連携した災害ボランティア活動の基盤を整備していくことが求められています。

＜取組の方向＞

- ☆ 災害時にボランティアの需給調整や活動支援を行う市町村災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ☆ 市町村の福祉部局と防災部局及び市町村社協の連携を深めるよう支援を行います。
- ☆ 災害時には地元の中・高校生なども地域住民の中心的役割を担うため、災害ボランティア活動への理解を深め、積極的に取り組めるよう学校等と十分な連携を図ります。
- ☆ 上記の取組を支援するため府災害ボランティアセンターの活動を支援します。
- ☆ 大規模災害時における他府県等の広域的な支援の受入、支援体制の充実

を図ります。

☆ 災害時におけるNPOの相互支援や、一般ボランティアでは対応が困難な、障害者や外国人等の被災者からの支援ニーズに対応できるよう、災害時連携NPO等ネットワークと十分な連携を図ります。

## 第5章 市町村地域福祉計画ガイドライン

2018（平成30）年の社会福祉法改正において、

- ①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

の3点について、市町村の努力義務とされました。現在、既に実施している自治体についても、「点」ではなく「面」として認識し、引き続き取り組んでいく必要があります。

市町村において、他の福祉関係計画と共通する部分を上位に位置付け、総合的に推進するための計画の策定が円滑に進むよう、以下に、地域福祉計画に盛り込むべき事項及び策定の体制と過程について、国の通知等を参考にして示しています。

### 1 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項は、社会福祉法において、（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、（5）包括的な支援体制の整備に関する事業に関する事項（実施する場合）の5つが掲げられており、それらを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものです。

さらに、生活困窮者の自立支援方策についても盛り込むべき事項とされているところです。

市町村においては、主体的にこれらの事項について、その趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要があります。

#### （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取り組みが期待されます。

なお、支援の在り方等を検討するにあたっては、支援を要する人だけでなく、世帯全体の状況に着目する必要があることに留意します。

#### （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進（必要に応じた福祉サービス利用の推進）に関する事項

福祉サービスの仕組みが措置から契約による利用制度に転換し、必要な人が必要な



時に最適な福祉サービスを受けることができ、より一層サービスを利用しやすい取組を推進させていくことが必要となります。

### (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達（福祉サービスの拡充、多様なサービスの創出）に関する事項

複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現や他分野との連携についても検討が必要です。

### (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加（住民参加型の地域福祉の推進）に関する事項

地域福祉とは、地域住民の主体的な参加を前提としたものであることから、住民参加の促進に関する事項について、盛り込むことが必要となります。

### (5) 包括的な支援体制の整備に関する事業に関する事項

社会福祉法第 106 条の 3 に規定される事業の実施について、市町村の努力義務とされたところであるが、実施する場合は計画への記載が求められます。

### (6) その他

#### ・生活困窮者自立支援方策

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも、重要な施策であることから、以下の 3 点が地域福祉計画に盛り込むべきとされました。

#### ①生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、既存の地域福祉施策との連携に関する事項

#### ②生活困窮者の把握等に関する事項

支援対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等

#### ③生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他制度による支援やインフォーマルな支援等と生活困窮者支援を通じた地域づくり

#### ・災害時要配慮者支援方策

日頃から要配慮者の情報を適切に把握し、関係機関等との間で共有を図ることで、要配慮者が安心して地域で生活を送ることにつながり、災害時等緊急時に迅速かつ的確な要配慮者支援方策を実施することにつながります。

①要配慮者の把握に関する事項

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要配慮者情報を日頃から把握するための方法や情報の集約と適切な管理の方法

②要配慮者情報の共有に関する事項

把握した要配慮者の情報について、関係機関と共有する方式や方法  
定期的に名簿見直しを行うなど、情報更新の方法

③要配慮者の支援に関する事項

近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合いの関係作りを推進する方策  
緊急対応に備えた役割分担と連絡体制

市町村においては、こうした要配慮者支援方策を踏まえた地域福祉計画の策定が求められています。

その他にも、市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等、その地域で地域福祉を推進する上で必要と求められる事項について、盛り込む必要があります。

## 2 地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載し、福祉分野に横串を通す計画です。既存の計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠となります。

また、この計画は住民参加が特に重要なポイントとなっており、地域に入り込んでいくこと、地域住民の声を吸い上げていくための体制と過程をしっかりと作り上げていくことが不可欠となるところが、特色であるともいえます。

## 市町村における計画策定の流れ

### ☆ 地域福祉計画策定方針の決定等

- ・ 行政内部での検討、策定に関する合意形成
- ・ 行政内部の計画策定体制の整備等

### ☆ 住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備

- ・ 住民等への情報の提供
- ・ 住民等の参画を得た策定委員会の設置
- ・ 生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備

### ☆ 地域特性と地域福祉課題の明確化・認識の共有

- ・ 地区別データの収集・分析
- ・ 地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集
- ・ 地域における課題の明確化

### ☆ 地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ

- ・ 計画素案の策定・公表
- ・ 住民等への議論の呼びかけ

### ☆ 地域福祉計画の策定

### ☆ 地域福祉計画の公表と進行管理

#### (1) 地域福祉計画策定方針の決定等

##### ・ 行政内部での検討、策定に関する合意形成

地域福祉計画を策定するに当たり、計画策定の目的を明らかにするとともに、計画の性格、位置づけ等の策定方針を明らかにします。

##### ・ 行政内部の計画策定体制の整備等

地域福祉計画は、関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療・及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられます。

また、市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策です。

#### (2) 住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備

#### ・住民等への情報の提供

地域社会の生活課題をきめ細やかに発見するためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであるという理解を広げていくことが重要です。また、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に配慮する必要があります。

#### ・住民等の参画を得た策定委員会の設置

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば、「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられます。

「地域福祉計画策定委員会」等は原則として公開し、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制をとるなどの配慮が必要となります。

#### ・生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備

公聴会やワークショップ、住民懇談会など住民の意見を汲み上げる体制を整備していくことが必要となります。

### (3) 地域特性と地域福祉課題の明確化・認識の共有

#### ・地区別データの収集・分析

#### ・地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集

#### ・地域における福祉課題の明確化

こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査に参加すること等により、自ら地域福祉課題の解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要となります。

### (4) 地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ

地域福祉計画に盛り込むべき事項に留意しながら、計画の素案を策定し、住民や関係団体等の意見を反映させるため、パブリックコメント制度等により議論の呼びかけを行います。

### (5) 地域福祉計画の策定

地域福祉計画素案に対する住民等の意見に配慮し、地域福祉計画を策定します。

### (6) 地域福祉計画の公表と進行管理

地域福祉計画の公表を行うとともに、その後の進捗状況について進行管理を行います。

### 3 地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項

計画の策定に当たっては、社会福祉協議会や社会福祉法人、隣保館、NPOやボランティア、民生委員・児童委員との連携が求められるとともに、計画期間や他の福祉計画との関係にも留意しておく必要があります。

#### (1) 社会福祉協議会や社会福祉法人、隣保館、NPOやボランティア、民生委員・児童委員

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていること、また、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有していることから、計画の策定に積極的に参加することが期待されます。

また、社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画は住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、相互に連携を図ることが求められます。

社会福祉法人は、2016（平成 28）年の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。これにより、社会福祉法人には、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待され、そのノウハウを地域福祉計画の策定に活かしていくことが期待されます。

さらに、NPOやボランティア、民生委員・児童委員、隣保館についても、その役割に基づき、計画の策定に参加していくことが期待されています。

#### (2) 地域福祉圏域の設定

包括的な支援体制の整備は、「住民に身近な圏域」（住民の生活に即した地区）においての実施が求められます。これは、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要です。

また、地域福祉計画の策定は、人口及び面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して進めることも考えられます。

#### (3) 計画推進の期間と公表

概ね5年とし3年で見直すことが適当です。計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、「計画評価委員会」のような評価体制を確保することが必要です。

また、策定後速やかにHP等でその内容を公表することが必要です。

#### (4) 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

高齢者、障害者、児童等対象別の福祉計画との整合性及び連携が求められます。

# 資 料 編

- 京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿
- 第3次京都府地域福祉支援計画の主な策定経過
- 用語解説
- 京都府における関連計画
- 平成26年以降に制定・改定された法律等

# 京都府社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
植田 進	京都府市町村社会福祉協議会連合会会長	
河井 規子	京都府市長会会長	
空閑 浩人	同志社大学教授	委員長
榎田 匠	京都府社会福祉施設協議会会長	
栗林 幸子	京都府老人クラブ連合会副会長	
汐見 明男	京都府町村会会長	
藤本 守	京都ボランティア協会理事	
藤原 公子	京都府連合婦人会事務局員	
本郷 俊明	京都府民生児童委員協議会会長	
余田 正典	京都府社会福祉協議会常務理事	

(計10名)

### 第3次京都府地域福祉支援計画の主な策定経過

年 月 日	内 容
平成30年 7月12日	京都府地域福祉支援計画関係課長会議の開催
8月21日	第1回京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催
10月26日	第2回京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催
11月29日	第3回京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催
12月19日	第3次京都府地域福祉支援計画（中間案）に対する府民意見提出手続き（パブリックコメント）の実施
平成31年 1月15日	
2月26日	第4回京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催
3月25日	第3次京都府地域福祉支援計画の決定



## □ 用語解説（50音順）

（あ行）

### 運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、相談・助言・調査又はあっせんを行う社会福祉法に規定された第三者機関。都道府県社会福祉協議会に設置され、委員は社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される。

### NPO

「Non Profit Organization」の略。広義には、営利を目的としない団体の総称、狭義には、特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動法人」。

### OECD

経済協力開発機構。国際経済全般について協議することを目的とした国際機関。加盟国は2018年現在36カ国。

（か行）

### 介護保険制度

加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度。

### 絆ネット

様々な見守り団体が地域の課題の解決に向けて、円滑に調整・支援を行うため、各団体間で横断的な連携に取り組むネットワークの呼称。京都府では、平成26年度から各市町村における絆ネットの構築支援を行っている。

### 共同募金会

共同募金運動で集まった寄付はこども、高齢者、障害者等を支援する福祉活動や、災害時支援に用いられる。共同募金会は共同募金運動を推進するための組織として、都道府県ごとに設置されている。

### 京都地域包括ケア推進機構

高齢者が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる京都式地域包括ケアシステムを実現するため、医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係団体が結集して設立された機構。

### 京都DWA T（京都府災害派遣福祉チーム）

災害時の一般避難所において生活を送る災害時要配慮者へ、日常的な支援を行う福祉専門職で構成されるチーム。平常時から地域の防災訓練等に参加し、災害に強い地域づくりを目指し様々な活動をしている。

## 京都府居住支援協議会

「住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等）に対する賃貸住宅の供給に関する法律（略称：住宅セーフティネット法）」に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体等により組織された協議会。

## ゲートキーパー

死にたいほど深刻な悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

## 合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## 後期高齢者

高齢者（65 歳以上の人）のうち、75 歳以上の人。

## こころの健康推進員

精神障害者や家族からの相談に応じ必要な助言・指導を行うとともに、精神保健福祉に関する正しい知識と理解の普及に努めるなど、精神障害者の地域生活を支援し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るために、所定の養成講座終了後、京都府に委託を受けた民間の協力者。

## こども食堂

無料または低料金でこどもや地域の人々に食事を提供する活動。こどもの貧困や孤食への対策となるほか、こどもの居場所や学習支援、地域のサロンとしての機能を持つケースも多い。

## 個別避難計画

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーターが中心となって、支援者及び災害時要配慮者と打ち合わせ、具体的な避難方法等について策定する個別計画。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコミュニティソーシャルワーカーを行う者。

## コレクティブハウス

一戸ごとに独立した生活空間がありながら、食堂、庭、プレイルームなどの共有スペースを持ち、一つのコミュニティを形成して、居住者同士が相互に家事や育児などを分担・サポートする共同住宅。

(さ行)

## 災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。被災地でスムーズな災害ボランティア活動を開始し、被災者の生活を早期に復旧させることを目的としている。

## CSR（企業の社会的責任）

「Corporate Social Responsibility」の略で、直訳すると「企業の社会的責任」。企業においては活動するにあたって、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことが求められている。

## 自治会・町内会

各地域で自発的に組織され、住民どうしの親睦を深め、地域の中で問題が起きたときにその解決を図る団体。

## 児童相談所

児童福祉法第 12 条に基づき、都道府県、指令都市等が設置する児童福祉の専門相談機関。

## 社会福祉協議会（社協）

地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の社会福祉関係機関によって組織された民間福祉団体。地域福祉を推進する事業のための調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材研修等を行う。

## 主任児童委員

児童委員のうち、厚生労働大臣の指名により、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う者。

## 障害者手帳

一定の障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳。障害の種別に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などがある。

## 身体障害者相談員

市町村からの委託を受け、身体に障害のある方の福祉の増進を図るため、身体に障害のある方の相談に応じ、必要な援助を行う、社会的信望があり、かつ、身体に障害のあ

る方の更生援護に熱意と識見を持つ民間の協力者。

### **心理的虐待**

激しい叱責や無視や否定的な態度、きょうだい間での差別的扱い、自尊心を傷つけるような罵詈（ばり）、子どもの面前でのDVなど、こどもの心を著しく傷つける行為。

### **生産年齢人口**

生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口。15歳以上 65歳未満の人。

### **生活困窮者自立支援制度**

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体が、生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給などを行う制度。

### **生活支援員**

認知症の高齢者や知的障害者などの、財産管理や福祉サービスを受ける権利を守る専門員。

### **生活福祉資金**

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位で、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付制度。

### **成年後見制度**

認知症などにより物事の判断が十分にできず、権利・利益の主張ができなくなった場合、本人の判断能力を補い、権利を保護する法的な制度。「後見」、「補佐」、「補助」、「任意後見」の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。

### **相対的貧困率**

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員を相対的貧困といい、その割合を示すもの。

（た行）

### **団塊の世代**

第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）。

### **地域生活定着支援センター**

高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関。

## 地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで、府内各市町村で設置されている。

## 知的障害者相談員

市町村からの委託を受け、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている民間の協力者。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力だけではなく、心理的、経済的、性的な暴力も含む。

恋人間で起こる暴力は特に「デートDV」と呼ばれている。

（な行）

## 認知症

様々な要因によって脳の神経細胞が萎縮するなどして壊れ、そのために認知機能が低下して、日常生活や人間関係などに支障をきたすようになってきた状態。

（は行）

## ひきこもり

厚生労働省の定義として、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を指す。

## 8050問題

ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題。「80代の親と50代の子」になぞらえてこのように呼ばれている。

## バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的環境、文化・情報、制度や心理的な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方及び障壁を取り除いた状態。

## ピア・サポーター

「ピア（peer）」は「仲間、同僚」の意味。共通の社会的背景、体験等を持つ人同士の、互いに支え合う関係を前提とした支援活動を行う人のこと。

## ひとり親家庭福祉推進員

京都府知事の委嘱により、ひとり親家庭等の生活・経済上の問題について、相談・援助を行うとともに、各保健所に配置された母子・父子自立支援員の協力機関として業務を行う民間の協力者。

## 避難行動要支援者名簿

地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

## フードバンク

企業や個人、団体から、包装の傷みなどで品質に問題がないにもかかわらず、市場で流通できず、廃棄される食品の寄附を受け、生活困窮者などに配布する活動。

## 福祉サービス

社会福祉を目的として地方公共団体や民間団体等によって提供されるサービス一般をいう。また、狭義には、社会福祉法第2条に規定される第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業によるサービスを意味する。

## 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や知的障害・精神障害等のため判断能力が十分でない方に対し、利用者との契約により、福祉サービスの利用に関する相談、助言、手続きの援助、利用料の支払い（日常的金銭管理）等福祉サービスの適切な利用のために必要な援助を行う事業。

## 福祉避難サポートリーダー

一般避難所において、福祉的な目線をもって避難所運営を支援するとともに、要配慮者と支援者・行政等とのつなぎ役となる人材。

## 福祉避難所

避難生活において一定の配慮を要し、特別な支援が必要な方を対象とする避難所。

一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次避難所とも呼ばれる。

## ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方や内部障害の方など援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方が、周りに配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成されたマーク。

## ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい人と依頼したい人との調整や相談・企画、育成、普及啓発、ボランティアとの協働による在宅福祉サービスの開発等住民のボランティア活動を支援する専門職。

(ま行)

### **民生委員・児童委員**

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉増進のために、住民の立場から福祉に関する相談・援助活動を行っている。また、すべての民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼ねている。

(や行)

### **ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセス。

### **ユニバーサルマナー**

高齢者や障害者など“自分とは違う人”の視点に立って考え、行動するところづかいを指す造語。

### **要介護認定**

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態を要介護、また、要介護状態まではいかないものの、一定期間にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態を要支援という。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうかやその程度の判定を行うこと。

### **要配慮者**

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人。「その他特に配慮を要する」人として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等が想定されている。

(ら行)

### **隣保館**

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。

## 京都府における関連計画

計画名	根拠法
京都府保健医療計画	医療法第 30 条の 4 健康増進法第 8 条
第 8 次京都府高齢者健康福祉計画（京都府高齢者居住確保計画）	老人福祉法第 20 条の 9 介護保険法第 118 条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条
京都府障害者基本計画	障害者基本法第 11 条
第 5 期京都府障害福祉計画・第 1 期京都府障害児福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条
京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン～	次世代育成支援対策推進法第 9 条 子ども・子育て支援法第 62 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
京都府少子化対策基本計画	京都府少子化対策条例第 11 条
京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す～	子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3
京都府自殺対策推進計画	自殺対策基本法第 13 条 京都府自殺対策に関する条例第 9 条
京都府地域防災計画	災害対策基本法第 40 条
京都府住生活基本計画	住生活基本法第 17 条
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第 3 条
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	京都府消費生活安全条例第 7 条



2014（平成26）年以降に制定・改定された法律等

年度	法律名等	概要
2014 (H26)	生活保護法改正	就労による自立の促進 等
2015 (H27)	生活困窮者自立支援法施行	生活困窮者に対する相談、就労支援等の実施により、自立の促進を図る。
	医療介護総合確保推進法施行	新しい総合事業の創設 等
	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例施行	社会的障壁除去のための合理的配慮や共生社会の実現に向けた施策の推進を規定
	京都府自殺対策に関する条例施行	悩みを抱えた方の孤立を防止し、すべての府民が地域社会の一員としてオール京都で自殺防止に取り組む。
	子どもの貧困対策法制定施行	子どもの貧困対策を総合的に推進
	社会福祉法改正	社会福祉法人の地域貢献
2016 (H28)	障害者総合支援法改正	障害者が望む地域生活の支援
	京都府少子化対策条例施行	結婚から子育てまでの切れ目のない支援を社会全体で行うとともに、子どもを育む文化を創造する取り組みを推進
	母子保健法改正	子育て世代包括支援センターの法制化
	子ども・子育て支援法改正	認定こども園制度の創設、改善 等
	障害者差別解消法施行	障害の有無によって分け隔て無く共生する社会の実現を目指す。
	部落差別解消法施行	部落差別のない社会の実現を目指す。
	ヘイトスピーチ解消法施行	地域社会から排斥する言動等の解消を目指す。
	自殺対策基本法改正	自殺対策を地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進
2018 (H30)	再犯防止推進法施行	再犯防止施策の推進により、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として制定
	聞こえの共生社会づくり条例施行	手話の普及を進めるとともに、聞こえに障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を確保することにより聞こえの共生社会を推進するもの
	社会福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉（支援）計画の努力義務化</li> <li>・社会福祉法人の地域貢献</li> <li>・市町村における包括的な相談、支援体制の構築等</li> </ul>
	生活保護法改正	自立支援の強化 等
	生活困窮者自立支援法改正	生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

※法律・条例名は略称



---

## 京都府地域福祉支援計画

2019年（平成31年）3月

発行／京都府健康福祉部介護・地域福祉課

602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

TEL 075-414-4605 FAX 075-414-4572

---